

会計年度任用職員（男女共同参画相談員）募集要項

令和 8 年 2 月 2 日
宮 城 県

会計年度任用職員（男女共同参画相談員）の採用選考考查を、次のとおり実施します。

1 職種及び採用予定人員

男女共同参画相談員 2 名

2 応募の要件

県内在住の方で、以下（１）から（４）の条件を満たす方を対象とします。

（１）学校教育法による大学を卒業又はそれと同等以上の学力を有する方。

（２）市町村や民間での相談員としての経験又は相談業務の知識を有し、以下のアからウのいずれかに該当する方。

ア 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、認定心理士、臨床心理士等の資格を有する方。

イ 大学等で、心理学の課程・学科を専攻して修了した方。

ウ 相談員・カウンセラーの養成講座や研修等を受講した方。

（３）男女共同参画施策（国・県・市町村等）とその動向に関する知識と理解を有する方。

（４）パソコンの基本的な操作ができる方。

ただし、下記のいずれかに該当する人は、上記の条件を満たしていても応募できません。

（１）日本の国籍を有していない者

（２）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（３）宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

（４）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 従事業務の内容

みやぎ男女共同参画相談室において、男女共同参画に関する相談業務（電話又は面接による相談対応、相談事案の整理等）に従事します。

4 勤務場所

みやぎ男女共同参画相談室

（仙台市青葉区本町三丁目 8－1 宮城県環境生活部共同参画社会推進課内）

5 身分及び勤務条件

（１）任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※うち令和 8 年 4 月 30 日までは条件付採用期間となり、この期間は延長される場合があります。

※勤務実績の評価により、公募によらない再度任用を 2 回を限度として行う場合があります。

(2) 給与等

- ・給与月額 180,958円
- ・地域手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当 県の規程に基づき支給

(3) 福利厚生

地方公務員共済組合（短期給付）、厚生年金、雇用保険、公務災害補償

(4) 勤務日数、休日及び勤務時間

- ・勤務日数 週5日勤務
 - ・休日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める祝日
 - ・勤務時間 28時間45分、時差出勤制
 - ・A勤務 8:30～15:15（休憩時間：11:30～12:30）
 - ・B勤務 10:30～17:15（休憩時間：12:30～13:30）
- ※勤務時間は、事前に作成する勤務表により指定します。

(5) 休暇制度

県の規程に基づき、年次有給休暇（初年度年間10日）のほか、有給又は無給の休暇があります。

(6) 人事評価制度

あり

6 選考方法

書類審査、面接審査

7 募集期間等

(1) 募集期間

令和8年2月2日（月）から2月6日（金）まで

(2) 面接審査

申込みがあった者から順次選考を行います。採用予定数に達した時点で募集・選考を締め切る場合があります。

8 応募方法

選考考査受考申込書（所定の様式に写真を添付したもの）を、募集期間内に下記の申込先まで提出（郵送又は持参）してください。

9 申込み・お問合せ

宮城県環境生活部共同参画社会推進課 男女共同参画推進班

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8-1

電話 022-211-2568